JIP-PMK120

プライバシーマーク異議審査会運営規則

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

プライバシーマーク推進センター

© JIPDEC 2019 禁無断転載

改廃履歴

版	制定・改定日	改定箇所・理由	施行日
1.0	平成 22 年 10 月 15 日	「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」の全面改正に伴い、改定第 1 版とする。	平成 23 年 3 月 1 日
1.1	平成 23 年 4 月 1 日	組織名変更を反映	平成 23 年 4 月 1 日
1.2	2019 年 6 月 27 日	産業標準化法（JIS 法）改正に伴い、用語を修正する。	2019 年 7 月 1 日

© JIPDEC 2019 禁無断転載

プライバシーマーク異議審査会運営規則

（趣旨）

第１条　この規則は、「プライバシーマーク制度基本綱領」（以下「基本綱領」という。）第１３条第４項の規定に基づき、プライバシーマーク異議審査会（以下「異議審査会」という。）の運営について定める。

２　異議審査会は、公平中立かつ専門的な観点から、基本綱領第１２条の規定に基づく異議の申出を審査する。

（定義）

第２条　この規則で使用する用語は、この規則に特別の定めがあるもののほか、基本綱領及び日本産業規格 JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」において使用する用語の例による。

（構成等）

第３条　異議審査会は、基本綱領第１３条第１項の規定に基づき選任された５名の委員で構成する。

２　異議の申出者と直接の利害関係を持つ者は、委員になることができない。

３　異議審査会に座長を置き、委員の互選により選任する。

４　委員の任期は、異議審査会を設置した日から審議結果を答申する日までとする。

（審議事項）

第４条　異議審査会は、付与機関から諮問された異議の申出について審議し、その結果を答申する。

（開催）

第５条　異議審査会は、付与機関又は座長が招集する。

２　異議審査会は、必要に応じて開催する。

３　異議審査会は、委員の過半数の出席により成立する。

（採決）

第６条　異議審査会の審議は、原則として出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

（秘密保持義務等）

第７条　委員は、異議審査会の審議において知り得た一切の情報について、第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

© JIPDEC 2019 禁無断転載

一　秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報

二　秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

三　異議審査会の審議をしたとき公知であった情報

四　異議審査会の審議の後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

２　委員は、前項の規定により秘密保持の義務を負う情報を異議審査会での審議のためにのみ利用し、それ以外の目的に利用してはならない。

３　委員は、その地位を離れた後も、前二項を遵守する義務を負う。

４　前三項の事項を担保するため、委員は様式１により、秘密保持に関する誓約書を付与機関に提出する。

（異議審査会の事務等）

第８条　異議審査会の事務は、事務局が行う。

２　事務局は、異議審査会の議事録を作成し、保管しなければならない。

（改正）

第９条　この規則の改正は、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て、付与機関が行う。

© JIPDEC 2019 禁無断転載

様式１

秘密保持に関する誓約書

この度、プライバシーマーク異議審査会（以下「異議審査会」といいます。）の委員に就任するに当たり、委員である間も、委員でなくなった後も、下記の事項を遵守することを誓約致します。

記

１．異議審査会の審議において知り得た一切の情報について、第三者に開示しません。ただし、次の（１）～（４）のいずれかに該当する場合を除きます。
（１）秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
（２）秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
（３）異議審査会の審議をしたとき公知であった情報
（４）異議審査会の審議の後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

２．上記１により秘密保持義務を負う情報は、異議審査会での審議のためにのみ利用し、それ以外の目的に利用しません。

以上

年　　月　　日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会
会長　（会長名）　　　　　殿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

© JIPDEC 2019 禁無断転載

一般財団法人日本情報経済社会推進協会
プライバシーマーク推進センター

〒106-0032　東京都港区六本木１丁目９番９号

六本木ファーストビル

Tel：０３－５８６０－７５６３

Fax：０３－５５７３－０５６２

URL：https://privacymark.jp/

© JIPDEC 2019 禁無断転載